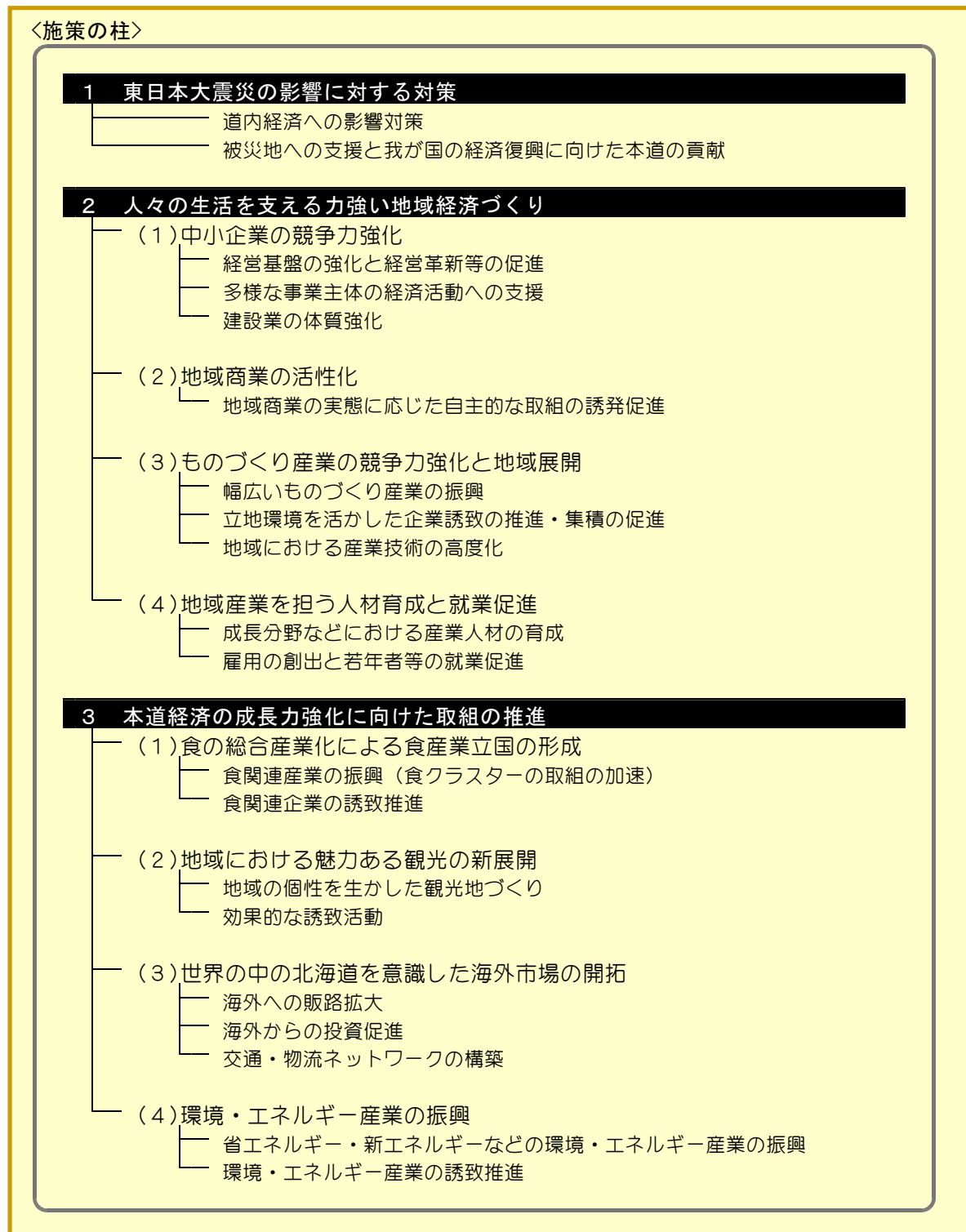


Ⅱ 自立型経済産業構造に向けた施策展開

本道経済の活性化に向けた取組に当たっては、「東日本大震災の影響に対する対策」と「人々の生活を支える力強い地域経済づくり」、「本道経済の成長力強化に向けた取組の推進」を柱に、施策を展開する。



1 東日本大震災の影響に対する対策

(1) 道内経済への影響対策

東日本大震災の影響により、消費者マインドの悪化や生産活動が低下したほか、原発事故の風評被害による道産品輸出の低迷や外国人観光客が減少するなど、本道経済は、大きな影響を受けている。

このため、直接被害を受けた水産関連施設の復旧・復興とともに、地域を支える中小企業の経営安定を図る融資制度を創設したほか、観光需要の喚起に向けた観光客誘致のための集中キャンペーンに緊急的に取り組んでいるが、原発事故により先行きに不透明感があり、厳しい状況が長期化することも懸念される。

まず、本道観光や道産品に対する風評を早急に払拭することが重要であることから、放射線等モニタリング調査を実施し、ホームページやさまざまな機会を活用して「安全・安心な北海道」を国内外に発信するほか、トップセールスを行うなど道産品の販路拡大や道外・外国人観光客の誘致促進などに積極的に取り組んでいく。

(2) 被災地への支援と我が国の経済復興に向けた本道の貢献

東北・首都圏において、大震災の影響による復興資材や部品、原材料などの調達に対する地域ニーズに応えるため、本道と東北、首都圏における企業間の受発注を支援する。

また、企業のリスク分散や電力制約を背景にした活動拠点の移転・分散化の動きを的確に捉え、データセンターや食品産業などターゲットを絞り、集中的企業訪問やセミナーの開催など効果的な誘致活動を展開する。

さらに、自然災害のリスクが低く、広大で安価な用地の確保が容易といった本道の立地環境を活かした産業活動のバックアップ機能の検討を行い、我が国の産業活動に本道が積極的に貢献していくための方策を国に提案することなどにより、「本道経済の成長力強化に向けた取組の推進」へとつなげていく。

具体的な施策

(1) 道内経済への影響対策

ア 風評被害などに対する対策

放射線等のモニタリングを実施するとともに、産地等の証明書を発行するほか、信頼回復やブランド再構築に向けた販路拡大の取組を推進

イ 観光需要の喚起

道民の道内旅行を推進するほか、誘客キャンペーンの実施など道外・外国人観光客の誘致を推進

ウ 中小企業の経営対策

緊急経営相談会の開催や震災等関連特別貸付をはじめとした制度融資の利用促進による資金繰り支援、道内と東北・首都圏との企業間の受発注を支援

(2) 被災地への支援と我が国の経済復興に向けた本道の貢献

ア 東北地方の産業支援策の検討・実施

被災企業の北海道での事業展開に対する支援を行うとともに、道内中小企業者による道外被災地の経済復興に資する事業に対する金融支援や道内と東北・首都圏との企業間の受発注を支援

イ 「首都圏等の電力事情に応じた生産・オフィス機能の代替検討・実施」と

「我が国における生産活動等のバックアップ機能の検討・提案」

- ・ 大震災を契機とした企業の活動拠点の地方分散化の動きを捉えた積極的な誘致活動を実施するとともに、経済団体や金融機関と連携した企業誘致や道内企業の受注機会の確保に向けた取組を実施
- ・ 首都圏企業等のリスク分散ニーズ等の調査及び経済団体などとの連携によるバックアップ機能の検討・提案

2 人々の生活を支える力強い地域経済づくり

(1) 中小企業の競争力強化

ア 経営基盤の強化と経営革新等の促進

(公財)北海道中小企業総合支援センターをはじめ、道内各地の産業支援機関、商工会・商工会議所、北海道中小企業団体中央会等が相互の連携を図り、中小企業等への効果的な支援が行えるよう総合的な支援体制を整備充実する。

また、創業や中小企業等の新事業展開を促進するため、起業意欲の喚起から、研究開発、事業化、市場開拓などの事業段階に応じた総合的な支援を行うとともに、経営の悪化した中小企業の早期再生を図るため、個別企業等の状況に合わせて、段階的かつ総合的に支援する。

さらに、中小企業等の経営の効率化や生産性の向上等を図り、競争力を強化するため、IT利活用の促進を図る。

加えて、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」を定め、中小企業者等の育成が地域経済の発展に寄与することに配慮しながら、中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努める。

また、依然として厳しい経営環境に置かれている中小企業が円滑に資金を調達できるよう制度の充実を図るとともに、今後成長が期待できる分野での事業資金の円滑な調達を支援する。

イ 多様な事業主体の経営活動への支援

域内での資金循環や雇用の場づくりにつながる、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスなど、地域課題の解決を図る取組を促進するため、地域経済の活性化及び雇用の担い手として大きな可能性や役割を持っている多様な事業者の創業と持続的発展を支援する。

ウ 建設業の体質強化

公共投資縮減等による地域の経済と雇用への影響を最小限に止めるため、各企業の自助努力を基本に、経営体質の強化や技術力の向上など、建設業本業の強化や新分野進出などに向けた取組を促進する。

(2) 地域商業の活性化

ア 地域商業の実態に応じた自主的な取組の誘発促進

地域商業を取り巻く環境の変化に対応して地域の実態に応じた自主的な取組を促すため、暮らしと消費生活の基盤や地域コミュニティとして重要な役割を担う地域商業の活性化に関する条例を制定し、道の責務や関係者の役割を明らかにするとともに、買い物弱者の顕在化や大型店の撤退による中心市街地の空洞化といった新たな課題などに関係者が一体となった取組を進めていくことにより、道民生活の持続的安定と地域コミュニティの活性化、活力ある地域経済づくりを促進する。

[指標]

- ①開業率 平成26年 6.0% (平成21年 3.0%)
- ②産業支援機関における課題解決が図られた企業数
平成26年度 500社 (平成22年度 452社)
- ③新たな事業活動に挑戦する企業数(経営革新計画承認企業数)
平成23～26年度 200社(平成22年度 41社)

(1) 中小企業の競争力強化

ア 経営基盤の強化と経営革新等の促進

(7) 支援体制の充実強化

- ・ (公財)北海道中小企業総合支援センターが、他の支援機関と連携しながら、中小企業の経営課題の解決に向けた取組や経営改善、市場開拓など競争力強化に向けた取組を支援
- ・ 中小企業がきめ細かな経営支援を受けられるよう、地域の商工会議所、商工会に経営指導員等を配置するとともに、指導助言を行う専門家を派遣するなどの支援を実施
- ・ 中小企業の組織化を支援し、また、中小企業連携組織の抱える課題に対し適切な指導を行うなど、北海道中小企業団体中央会による組合への支援を実施

(4) 創業・新事業展開の促進と事業再生への対応

- ・ 幅広い年齢層による創業や社会的企業による創業など多様な形態による創業の促進を図るとともに、創業の各段階に応じた総合的な支援を実施
- ・ 産業支援機関のインキュベーション・マネージャー(IM)が、企業個々の課題解決を支援するとともに、IMがナビゲートした企業の販路拡大や更なる製品改良への支援を実施
- ・ 産業支援機関に配置した再生支援マネージャーが地域の金融機関と連携するなどして経営改善支援を行うとともに、経営者の財務に対する予防・気づきを促進
- ・ 中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新に取り組む中小企業の新たな事業活動を促進

(ウ) IT利活用の促進

- ・ 経営の効率化や生産性の向上等を図り、競争力を強化するための取組を促進

(エ) 中小企業者等の受注機会の確保

「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」(15年度策定)に基づき、中小企業者等の受注機会の確保・拡大

(オ) 資金供給の円滑化

- ・ セーフティネット貸付など融資制度の不断の見直しにより、厳しい経営環境に置かれている中小企業への金融支援を実施
- ・ 今後の成長が期待できる、食、観光、環境・エネルギーなどの分野での事業活動に必要な資金の円滑化を図るため、融資制度の創設に向けた取組を推進

イ 多様な事業主体の経営活動への支援

- ・ 地域経済を支える多様な事業者の創業や持続的発展を支援するための推進方策を検討
- ・ 地域におけるソーシャルビジネス等の起業促進に向けた支援体制を整備
- ・ NPOなど多様な事業主体の経営活動を資金面で支援

ウ 建設業の体質強化

「北海道建設産業支援プラン」(平成20年3月策定)に基づき、地域建設業協会等、建設業団体が取り組む新分野進出や本業強化のための企業連携等の取組を支援するとともに、個々の建設業者に対する新分野進出の取組への助成や融資、人材開発などの各種支援を実施

[指標]

- ①商店街の平均空き店舗数 平成26年 7.1件(平成22年 7.6件)

(2) 地域商業の活性化

ア 地域商業の実態に応じた自主的な取組の誘発促進

地域商業の活性化に関する条例を制定し、関係者が一体となって進める地域の実態に応じた取組を促進していくことにより、道民生活の持続的安定と地域コミュニティの活性化、活力ある地域経済づくりを促進

(3)ものづくり産業の競争力強化と地域展開

ア 幅広いものづくり産業の振興

ものづくり産業が、本道経済の活性化と力強い地域経済づくりの牽引役としての役割を担っていくためには、集積促進に粘り強く取り組み、その産業力を強化する必要がある。このため、これまで重点としてきた自動車産業に加え、自動車産業への参入に向けた取組で蓄積された技術やノウハウを活用して、食クラスターに関連した食関連機械や今後成長が期待される環境関連機械などへの参入を促進し、幅広いものづくり産業の振興を図る。

また、自動車製造の国内第3の拠点形成となるなど、ものづくり産業の集積が進んでいる東北地域などとの連携を強化して、本道ものづくり産業の技術力向上や販路拡大につなげる。

イ 立地環境を活かした企業誘致の推進・集積の促進

これまで重点的に誘致に取り組んできた経済波及効果の高い自動車や電気・電子産業に加え、本道に立地優位性がある豊富な食資源を活かした食料品製造業や食品機械製造業などの食関連産業、冷涼な外気等を空調に用いる環境配慮型データセンターのほか、今後も成長が期待され、積極的な投資が見込まれる次世代自動車や太陽光発電、LEDなどの環境関連の加工組立型工業とそれを支える基盤技術産業などを重点に誘致活動を強化するとともに、大震災を契機とした企業の活動拠点の地方分散化の動きを捉えた鋳物や熱処理、半導体等の電力多消費型製造業など、幅広い分野におけるものづくり産業の立地を促進する。

また、苫小牧東部地域においては、自動車産業や再生可能エネルギーを活用する産業など、集積の拡大が期待される産業の立地を一層進めるとともに、開発の核となるプロジェクトの導入を図るほか、国の支援措置や道の産業振興条例に基づく助成制度などを積極的にPRし、効果的な企業誘致活動を展開する。

さらに、石狩湾新港地域においては、地元市などと連携を強化し、大都市圏に位置すること、グリーンエネルギーを利活用できる環境が整備されつつあるなどの優位性を活かしつつ、多様な分野への誘致活動を展開する。

ウ 地域における産業技術の高度化

経済波及効果の高い自動車産業などの加工組立型工業や基盤技術産業等を中心に、北海道立総合研究機構や地域の技術支援機関との連携を強化し、企業に対する技術系人材育成や新製品・新技術開発の支援など産業技術の高度化に取り組み、本道のものづくり産業の競争力強化につなげる。

[指標]

- ①加工組立型工業の出荷額等
平成26年 10,600億円
(平成22年 7,793億円)
- ②製造業付加価値生産性
平成26年 1,079万円/人
(平成21年 813万円/人)
- ③製造業における部品等の地場調達率
平成26年度 27%(平成22年度 12%)
- ④企業立地件数
平成23～26年度 250件
(平成22年度 49件)

付加価値生産性の推移

年度	H19	H20	H21
金額(万円/人)	856	856	813

※工業統計より
 ※付加価値生産性とは、本道のものづくり産業の技術力を示す指標
 ・付加価値生産性(万円/人) =
 付加価値額/従業員数

(3) ものづくり産業の競争力強化と地域展開

ア 幅広いものづくり産業の振興

- (7) 本道の基幹産業である食関連分野への参入促進
農業機械の研究開発と販路拡大及び食品加工機械の開発に向けた取組を促進
- (イ) 今後成長が期待される環境関連分野への参入促進
次世代自動車や太陽光発電、LEDなど環境関連産業への参入に向けた技術力向上の取組を促進
- (ウ) 東北地域などとの連携による道内ものづくり産業の参入促進
自動車製造の拠点形成が進む東北地域などとの連携を図ることにより、道内ものづくり産業の道内外の自動車産業等への参入を促進

イ 立地環境を活かした企業誘致の推進・集積の促進

- ・ 食料品製造業や食品機械製造業など、食関連産業の誘致を推進
- ・ 大震災を契機に、活動拠点の分散化や需要拡大が見込まれる業種の誘致活動の強化を図るため、電力制限等により需要拡大が見込まれる省エネルギー・新エネルギー関連の製造業や、半導体など電力制約の影響を受けやすい製造業をターゲットとした誘致活動を実施
- ・ 冷涼な気候など本道の立地優位性を活かすことに加え、自然リスクの低さなど、リスク分散の適地としての観点からもPRを強化し、環境配慮型データセンターの誘致を推進
- ・ 次世代自動車産業の立地を促進するため、関連サプライヤーをターゲットとして誘致活動に取り組むとともに、既に道内に立地している大手自動車部品企業が、関連部品に参入できるよう、本社等への要望活動を実施
- ・ 豊富な日射量や風量、広大な土地確保の容易さなど、本道の立地優位性を活かし、市町村等と連携し、太陽光等の再生可能エネルギーを活用した発電施設(発電所)の誘致活動を実施
- ・ 苫小牧東部地域においては、新たなブランドイメージを全国の企業等に発信するためのプロモーション事業や企業訪問等の誘致活動を展開するとともに、公的プロジェクトの導入に向け、調査検討や国に対する要望活動を実施
- ・ 石狩湾新港地域においては、関係機関との連携のもと、企業立地フェアへの出展、企業立地セミナー等の開催により、環境面における高付加価値フィールドとしての情報発信や企業誘致を実施するとともに、LNG冷熱が冷凍・冷蔵倉庫、食品製造、データセンターなど広範囲な産業で利用が可能であることから、LNG基地の稼働に向けて関連産業の立地に係る取組を実施

ウ 地域における産業技術の高度化

- (7) 北海道立総合研究機構や地域の技術支援機関との連携による産業技術の高度化
 - ・ 工業技術センターによる研究開発の促進と、WINGほっかいどうによる新事業・新産業創出に向けた研究開発を実施
 - ・ 地域の技術支援機関や北海道立総合研究機構等と連携した技術支援を行うとともに、大学等の研究シーズを活用した新製品・新サービス等への支援
- (イ) 道内中小企業の技術力の向上
 - ・ 道内中小企業の技術力の向上を図るため、産業振興条例に基づき中小企業の新製品・新技術開発を支援するとともに、地域における基盤技術の向上に向けた技術指導や人材育成の促進
 - ・ 大学や試験研究機関と企業等が連携し、道内6圏域の産業支援機関が地域の産業界・知的資源を活用して行う新たな産業の創出に向けた取組を支援

(4) 地域産業を担う人材育成と就業促進

ア 成長分野などにおける産業人材の育成

食や観光など本道の優位性を活かした地域の基盤となる産業、ものづくり産業など経済の牽引役が期待される産業など、本道経済の成長を担う重点分野における人材の育成方針を明らかにするとともに、次世代人材の育成を図るため、職業能力開発施設の推進体制を整備し、効果的な職業訓練を促進する。

また、在職者に対しては、観光産業など産業人材を育成するための研修会などを開催するほか、企業における人材育成・確保に向けて、各訓練機関等が行う事業や取組に係る情報の収集・発信やU・Iターン事業に取り組む。

さらに、産学官が連携し、高校生等が主体的に行うインターンシップをはじめとする体験的な学習活動の充実を図る。

イ 雇用の創出と若年者等の就業促進

厳しい雇用情勢に対応するため、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出を図るとともに、地域における急激な雇用変動に対して、関係機関が一体となって、緊急的な対策に取り組むなど「セーフティネットの充実」を図るとともに、成長分野や地域を支える産業の振興などの産業施策と雇用施策の一体的な取組を展開することにより、安定した雇用の場づくりなど「雇用の受け皿づくり」を進める。

ジョブカフェ、ジョブサロンなど、就職を希望する若年者や再就職が厳しい中高年の求職者に対する就職対策など「就業の促進」に取り組む。特に、若年者に対しては、教育機関や保護者をはじめ、地域ぐるみの対策を行う。

また、全国を上回るスピードで進展する人口減少は産業活動における労働力の不足につながるなど、本道経済の活力低下をもたらすことが懸念されるため、女性の就業環境の整備や、高齢者や障がい者雇用などに対する理解促進に取り組むなど、様々な働き手の就業を促進する。

雇用創出基本計画に基づくこうした施策を産業振興面からも推進することにより、着実な雇用創出に結びつけていく。

[指標]

①雇用創出数（常用雇用）

平成23～26年度 10万人(平成22年度 28,073人)

②高等技術専門学院就職率

平成26年度 94%(平成22年度 86%)

③委託訓練受講者の就職率

平成26年度 84%(平成22年度 61%)

④ジョブカフェによる就職者数

平成23～26年度 25,000人(平成22年度 6,215人)

⑤ジョブサロンによる再就職者数

平成23～26年度 1,200人

(平成22年6月～平成23年3月 260人)

年度	雇用創出数
H20	24,432人
H21	26,603人
H22	28,073人

(4) 地域産業を担う人材育成と就業促進

ア 成長分野などにおける産業人材の育成

(7) 道立高等技術専門学院の推進体制の整備

高等技術専門学院中長期ビジョン（H20策定）に基づき、「職業訓練の内容」、「施設配置」などの推進体制を整備

(イ) 重点分野における人材の育成

本道経済の人材育成の現状と課題や求められる人材像を明らかにし、今後の展開方向を示す産業人材育成方針を策定し、重点分野における人材の育成を促進

(ロ) 高度技術者等の人材の確保

U・Iターン求人・求職情報の提供や国との連携による合同面接会を実施

(ハ) 人材育成ネットワークの推進

国や道、経済界、産業支援機関、教育機関などが連携し、産業人材育成の総合的な支援を推進

(ニ) 高校生などの円滑な就業の促進

- ・ 学校、家庭、地域社会や産業界が一体となった企業実習やインターンシップ等の体験活動の充実
- ・ 地域や企業等の理解・協力の促進に向け経済団体等への要請活動の実施
- ・ インターンシップ受入企業の開拓を推進するとともに、高校大学等へ情報提供し、早期の有効活用について働きかけ

イ 雇用の創出と若年者等の就業促進

(7) セーフティネットの充実

失業者に対する一時的な雇用・就業機会の創出を図るとともに、地域の急激な雇用変動に対して迅速な対応に努めるほか、多様な職業訓練機会の拡大を図り、離職者の再就職を促進

(イ) 雇用の受け皿づくり

- ・ 本道が優位性を有し、今後も成長発展が見込まれる産業分野の振興や創業の促進
- ・ 中小企業の競争力強化や経営革新の促進を図るとともに、企業誘致の戦略的展開、農林水産業・流通業・建設業等地域を支える産業の振興により、雇用の場づくりを推進

(ロ) 就業の促進

- ・ 就職環境が厳しい新規学卒者をはじめとした若年者や再就職が厳しい中高年の求職者に対する就職支援、産業振興施策との連携による季節労働者の通年雇用化の促進
- ・ 非正規労働者への対応や調和のとれた働き方の推進など就業環境の整備
- ・ 産業人材の育成・確保や、人手不足解消に向けた取組などにより、就業を促進

3 本道経済の成長力強化に向けた取組の推進

(1)〔食〕食の総合産業化による食産業立国の形成

ア 食関連産業の振興（食クラスターの取組の加速）

地域の主要産業である食品工業の活性化を図るため、本道の持つ優位性等を最大限に活かし、地域特性や消費者ニーズに対応した新製品・新技術開発などに取り組むほか、食品工業の生産性の向上や試験研究機関が中心となって関連企業などと連携し、食品加工技術などの研究開発・技術支援を促進することにより、食の高付加価値化を推進する。

また、豊富な農林水産資源を活用した健康食品をはじめとする本道のバイオ産業は、健康志向の高まりにより今後一層の成長が見込まれるため、特区構想の活用などにより、競争力、ブランド力の強化を図る。

さらに、消費者ニーズに基づく商品開発等、マーケティング発想の導入や販路拡大に向けた新たな手法の確立、道産食品製造企業と百貨店等バイヤーによる商談会の開催など道産品の販路拡大の取組を促進する。

食クラスター連携協議体における提案プロジェクト推進システムによる迅速かつ的確な推進を図るとともに、参画者間の連携・協働の拡大や、地域推進体制の強化を進め、大きな経済波及効果が期待されるプロジェクトの創出や販路の拡大などの成果を生み出すとともに、これら活動を効果的に推進するため、各関係機関において支援施策の充実を図る。

さらに、地域間連携モデルに位置づけられる北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区構想の実現に向けた取組を推進するほか、豊富で高品質な一次産品の生産から、加工・流通・販売に至る関連産業が密接に結びついた6次産業化を推進する農商工連携の取組を促すため、農商工連携ファンド等による新商品・新サービスの開発に対する助成を行うとともに、地域における連携支援の仕組みを構築する。

食の総合産業化を目指す観点から、農業分野における安全・安心な農畜産物生産や「地産地消」等の推進による消費者と生産者の結び付きの一層の強化など、効率的・安定的な生産・流通システムの確立等の取組、また、水産分野における安全かつ良質な水産物の安定的な供給や地域の特性を活かした付加価値向上への取組とも十分に連携しながら、食関連産業の振興を図る。

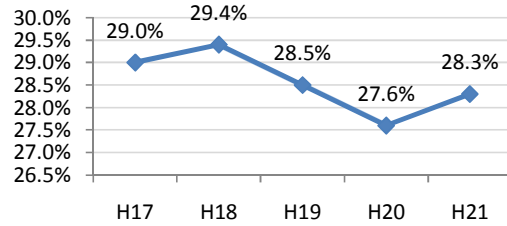
イ 食関連企業の誘致推進

大震災を契機としたリスク分散の観点からの製造拠点の移転や、原料確保に有利な生産地立地の動きを捉えて、本道の豊富な食資源を活かした食品製造業、高付加価値化やコスト低減につながる食品機械製造業、さらには物流企業など幅広い食関連企業の立地を促進する。

[指標]

- ①食品工業の出荷額等
平成26年 23,500億円
(平成22年 20,677億円)
- ②食品工業付加価値率
平成26年 32%(平成21年 28%)
- ③商談会等における国内新規成約件数
平成26年度 1,880件
(平成21年度 1,471件)

食品工業付加価値率の推移



(1) 食の総合産業化による食産業立国の形成

ア 食関連産業の振興（食クラスターの取組の加速）

- (ア) 社会ニーズを捉えた研究開発の推進と実用化の拡大
 - ・ 地域特性や社会ニーズ等に的確に対応した新製品・新技術開発など、付加価値の高い食品づくりを推進するとともに、東アジア向け商品やエゾシカをはじめとした地域の食材を活かした食品づくりを推進
 - ・ 北海道立総合研究機構と地域公設試験研究機関が中心となって関連企業などと連携し、食品加工技術や食品加工機械などの研究開発を促進するとともに、地域食品加工技術センターによる地域ニーズに対応した研究開発・技術支援や食品工業の生産性向上を促進
 - ・ 道内バイオ製品の販路拡大のための商談会や展示会への出展支援等を実施するとともに、食品の機能性に着目した取組を推進
- (イ) 国内外への販路拡大と新たなセールスプロモーション手法の確立
 - ・ 消費者ニーズに基づく商品開発等、マーケティング発想の導入や販路拡大に向けた新たな手法の確立、道産食品製造企業と百貨店等バイヤーによる商談会の開催など道産食品の販路拡大を促進
 - ・ 道産食品の発掘・磨き上げや販売促進に向けたプロモーションを行うとともに、「北海道どさんこプラザ」などでのテスト販売等によりマーケティング活動を支援
- (ウ) 食クラスター活動の推進とプロジェクトの成果発現
 - ・ 生産者や食関連企業（食品加工、卸・小売、物流等）などの「食クラスター連携協議体」への参画促進を図るとともに、参画者間の連携・協働の拡大を推進
 - ・ プロジェクトの着実な推進を図るとともに、大きな経済波及効果が期待されるプロジェクトを創出
 - ・ 各（総合）振興局と管内の産・学・官・金融との連携・協働によりプロジェクトを発掘・推進するとともに、地域推進体制を強化
 - ・ マーケットニーズを捉えた商品開発システムの構築やマーケティングパーソンの育成、地域間連携などの取組を促進
 - ・ 食クラスター活動と支援施策との連携を強化するため、各機関の食関連施策の充実と活用を図るとともに、マスコミやHP・メルマガ等を活用した効果的な情報提供を実施
 - ・ 経済産業局、農政事務所など各機関のコーディネーター派遣施策などの活用を促進
 - ・ 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区構想の実現に向けた取組を推進

イ 食関連企業の誘致推進

- ・ 豊富な食資源や食品製造業の集積など、本道の食に関する立地優位性を活かした食品製造業や食品加工機械、物流企業など幅広い食関連企業への誘致活動を実施

(2)〔観光〕地域における魅力ある観光の新展開

ア 地域の個性を生かした観光地づくり

本道の優れた自然環境と共生しながら、「温泉」や「食」、「文化」、「産業」など北海道らしい地域の様々な資源を生かした誰もが訪れてみたいと感じる魅力ある観光地づくりを推進するとともに、観光情報の充実やホスピタリティの向上により受入体制を整備し、滞在型観光などを促進する。

また、こうした取組の重要な要素となる体験型観光の充実・ブランド化を図るため、「北海道アウトドア資格制度」認定ガイドなどの積極的な活用を推進する。

イ 効果的な誘致活動

北海道が優位性や可能性を持つ観光資源の発掘・磨き上げから旅行商品化による誘客までの取組を総合的に展開することで、本道観光のブランド力を高めるとともに、大震災を契機に需要が高まった道内での教育旅行や、長期滞在型観光の拡大に向けた取組を促進する。

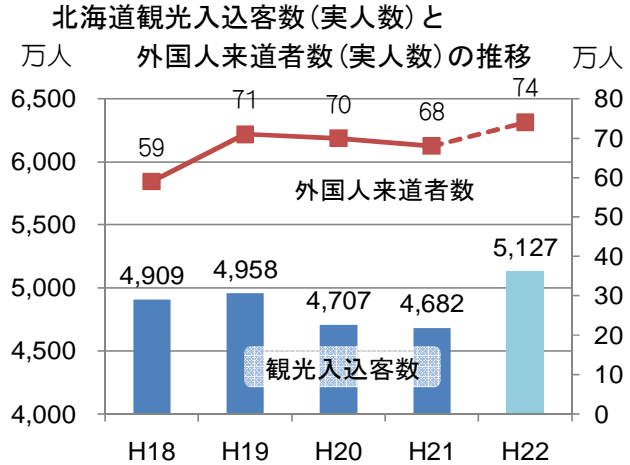
また、国内観光においては、道民の旅行需要の喚起や北海道デスティネーションキャンペーンの展開、新幹線開通も視野に入れて東北地域と連携するなど、大震災により減少した観光客の誘致を促進するとともに、海外においては、国際会議やインセンティブ旅行などのMICEの誘致促進や東アジア地域などを中心にマーケットのニーズ等を踏まえた効果的・効率的な宣伝誘致活動の展開により観光客の誘致を促進する。

さらに、道内地方空港と本州とを結ぶ航空路線の維持確保や運休路線の再開、新規路線の開設に向けた取組を推進するとともに、国際航空路線の誘致や空港の機能強化などに向けた取組を、関係自治体や経済界などと連携を図りながら積極的に行う。

[指標]

①観光入込客数
 平成26年度 6,500万人
 (平成22年度 5,127万人)

②外国人来道者数
 平成26年度 110万人
 (平成22年度 74万人)



※北海道観光入込客数調査報告書より
 ※H22から新方式による算定

(2) 地域における魅力ある観光の新展開

ア 地域の個性を生かした観光地づくり

- (ア) 地域の多彩な魅力を生かした観光資源のブランディングの促進
 地域の個性などを生かした旅行商品づくりを促進
- (イ) 安心・快適な受入環境づくり
- ・ 人材の育成に加え、観光地での情報提供やホスピタリティの向上など受入体制の整備を促進
 - ・ 観光関連産業従事者への外国人接客研修を促進するとともに、外国人観光客への対応マニュアルや会話ツールを活用促進
 - ・ 外国語による観光情報案内機能の整備促進を図るとともに、観光地などにおける案内標識等を整備促進
 - ・ 「北海道アウトドア資格制度」認定ガイドを活用した安全・安心なアウトドア体験観光の周知・PRを展開するとともに、より多くの道民のアウトドア活動への参加を促進

イ 効果的な誘致活動

- (ア) 国内からの観光客の誘致促進
- ・ 道民による道内観光の促進に加え、避暑地としての誘客など長期滞在に向けての取組や観光プロモーション活動、東北地域と連携した取組など国内からの誘致促進を図るとともに、観光情報を発信
 - ・ 道内地方空港と本州とを結ぶ航空路線の確保に向けて、道管理空港における着陸料の軽減などを図るとともに、各地域の空港利用促進期成会などの関係者と一体となって、運休路線の再開や増便、新規路線の開設に向けた取組を推進
- (イ) 外国人観光客の誘致強化
- ・ 東アジア地域などを中心とした誘致活動や冬季における外国人観光客誘致のための宣伝誘致活動の展開
 - ・ 海外のマスコミ等の招へい事業の推進や訪日教育旅行、国際会議等MICE、北海道へのロケーションの誘致促進など、ターゲットに応じた効果的な宣伝誘致活動を促進
 - ・ CIQ体制の整備及び新千歳空港における一部外国航空会社の乗り入れ制限の緩和について国に働きかけるとともに、国際線空港地上業務等の受入体制の充実を促進し、航空路線の誘致や運休路線の再開に向けた取組を実施

（３）〔国際〕世界の中の北海道を意識した海外市場の開拓

ア 海外への販路拡大

中国に加え、シンガポールやベトナムなどの海外市場において、人材・企業等のネットワークの構築、アンテナショップやネット販売などの新たな流通ルートづくりの支援など、道産品の販路拡大を図るほか、本道が優位性を持つ寒冷地技術・製品のロシア連邦極東地域などへの売り込みを強化する。

また、海外での商談会等の開催後、マッチングの効果を高めるため、参加企業に対するフォローアップを実施する。

ソウル、ユジノサハリンスクに加え、平成２３年１２月に、上海に開設した道の拠点を活用して、情報発信やビジネスサポートに取り組み、東アジア地域における「北海道ブランド」の確立を目指す。

また、原発事故による風評被害対策として、道産食品の安全性のPRを行うなど、海外での「食の北海道ブランド」の再構築を図る。

イ 海外からの投資促進

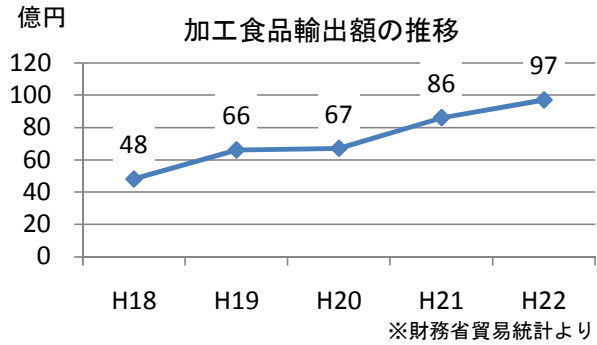
本道が有する様々な資源（資産）を有効に活用して、新たなビジネスを生み出すためには、道内・国内からの投資のみならず、海外の活力を取り込むことも必要であることから、本道の経済活性化にとってメリットのある海外からの産業投資を促進するため、「投資促進の進め方」としてのルールづくりや地域との連携方策づくりを進め、総合的な投資相談サービスによる投資誘致を進める。

ウ 交通・物流ネットワークの構築

新千歳空港や国際港湾等を一体的に捉え、海上・航空・陸上輸送を組み合わせた交通・物流ネットワーク（「北東アジア・ターミナル構想」）を構築し、最適な輸送サービスの提供を図る。

また、苫小牧東部地域や石狩湾新港地域等への物流関連企業、物流施設の立地促進、集積拡大を図ることにより、物流機能を強化し、加工食品をはじめとした道産品の販路拡大につなげる取組を展開する。

【指標】
①加工食品輸出額
 平成26年 134億円
 (平成22年 97億円)
②商談会等における海外新規成約件数
 平成23～26年度 350件
 (平成22年度 132件)



(3) 世界の中の北海道を意識した海外市場の開拓

ア 海外への販路拡大

- (ア) ビジネス展開支援や人材・企業等のネットワークの構築
 - ・ 道の海外拠点や北海道国際ビジネスセンターによるビジネス展開支援、中国や韓国など東アジア地域における市場開拓やビジネス展開を支援する取組を推進するとともに、商談会等のフォローアップを実施
 - ・ 中国、韓国に加え、シンガポール、台湾、香港など東アジア地域における所得の高い地域や、経済成長とともにビジネス環境が整いつつあるベトナムなどアジア新興国との人材・企業等のネットワークの構築
- (イ) 新たな流通ルートづくりの取組
 - ・ 東アジア地域の大都市をターゲットに、本道の物産の魅力を強力にアピールするアンテナショップなどを設置するほか、インターネット販売を促進
 - ・ ロシア市場における道産食品の販路拡大への取組を促進
- (ロ) 新たな拠点を活用した北海道ブランドの確立
 - ・ 成長著しい中国・上海市に新たな道の拠点を設置し、情報発信やビジネスサポートに取り組み、道産品の販路拡大や道内企業の事業展開の支援を強化し、東アジア地域における北海道ブランドを確立
- (ハ) 優位性を持つ道産製品・寒冷地向け技術による部資材の販路拡大
 - ・ 海外で売れる商品の改良支援の取組を進めるとともに、ロシア極東地域などへの高断熱高気密住宅部資材、緑化、防雪柵など、北海道の強みである寒冷地向け製品の販路拡大を促進
- (ニ) 原発事故による風評被害への対策
 - ・ 福島第一原発事故による海外での風評被害への対策として、正確な情報に基づく道産食品の安全性のPRを行うなど、海外での北海道の「食のブランド」を再構築

イ 海外からの投資促進

- (ア) 海外からの産業投資を促進するための検討及び取組の実施
 - ・ 海外からの投資の実態や本道の投資環境の調査を行うとともに、有識者による検討会議を設置し、本道経済の活性化にメリットがある産業投資の類型や誘致促進のあり方を検討
 - ・ 投資促進の方策を確立し、地域と連携しながら、本道にとってメリットのある投資を促進

ウ 交通・物流ネットワークの構築

- ・ 空港、港湾などの交流拠点の機能強化や海上、航空、陸上輸送を一体的に捉えた迅速で円滑な物流ネットワークの形成などにより北海道全体を「世界をつなぐ北東アジアのターミナル」としていくため構想(北東アジア・ターミナル構想)を策定し、最適な輸送サービスを提供
- ・ 苫小牧東部地域や石狩湾新港地域等への物流関連企業、物流施設の立地促進、集積拡大により物流機能を強化

（４）〔環境・エネルギー〕環境・エネルギー産業の振興

ア 省エネルギー・新エネルギーなどの環境・エネルギー産業の振興

本道経済の新たな成長を牽引する産業の創出に向け、再生可能エネルギー資源の宝庫である強みを活かして、関連産業の集積を促進するとともに、高断熱・高気密技術などを活用した製品の国内市場開拓や海外寒冷地域への販路拡大などの取組を促進する。

地域の特色を活かした産業を育てるため、道内に豊富に賦存する森林資源や家畜ふん尿等のバイオマスなど再生可能エネルギーの有効利用や持続可能なビジネスモデルの構築・普及を目指し、地域特性に応じたエネルギーの地産地消に向けた研究開発、事業化を促進するほか、環境配慮型製品の開発促進、特色ある製品の開発と収益性のあるビジネスモデルづくりを促進する。

また、成長産業における幅広い関連需要を取り込み、省エネルギー・新エネルギーなどの環境産業の拡大を図るため、大学や研究機関と連携したエネルギー関連技術の開発や企業間の連携・協働による製品づくりなど、北海道ならではの技術の磨き上げと製品開発を促進する。

さらに、次世代自動車に係る利用者ニーズの把握や冬季走行における課題の検討といった産学官連携による取組、寒冷地技術の実証など、開発・製造拠点の誘致及び道内企業の参入を促進する。

環境と産業の好循環を実現するため、企業やNPO、地域など様々な主体が連携し、環境産業を育成・振興する仕組みを整備する。

イ 環境・エネルギー産業の誘致推進

平成23年8月の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立を踏まえ、今後、成長が期待できる環境産業の集積に向け、太陽光等の再生可能エネルギー発電施設の立地を促進するとともに、積極的な投資が見込まれる次世代自動車やLEDをはじめとした省エネルギー・新エネルギー関連などのものづくり産業、本道に立地優位性がある環境配慮型データセンターなどの誘致活動を強化する。

[指標]

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| ①温室効果ガス総排出量 | (平成20年度：7,132万t-CO ₂) |
| ②新エネルギーの導入量 | (平成20年度：148万kl) |

※ 指標については、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」等の策定を踏まえて設定

(4) 環境・エネルギー産業の振興

ア 省エネルギー・新エネルギーなどの環境・エネルギー産業の振興

- (ア) 新たな成長産業の創出
 - ・産業集積を視野に入れた新エネルギー供給事業者の立地促進
 - ・技術の磨き上げやマッチングなどによる道内企業の参入促進
 - ・バイオマスなど新エネルギーの有効活用に向けた技術開発の促進
 - ・道内発の省エネルギー・新エネルギー活用設備・技術の道外への発信を促進
 - ・高断熱・高気密技術などを活かした製品の国内市場開拓や海外寒冷地域への販路拡大などの取組を促進
- (イ) 地域の特徴を活かした産業の育成
 - ・道内のバイオマスなど未利用資源の有効利用などに向けた研究開発の促進
 - ・バイオマスなどを活用した持続可能なビジネスモデルの構築・普及を促進
 - ・環境配慮型製品に関するオンリーワンの技術の活用など特色ある取組の事業化の支援や、コスト低減の取組を通じた収益性のあるビジネスモデルづくりを促進
- (ウ) 成長産業における幅広い関連需要を取り込んだ参入者の拡大
 - ・大学や研究機関との連携による積雪寒冷地特性を踏まえた省エネルギー技術の開発促進や企業間の連携・協働による製品開発の促進
 - ・次世代自動車に関する利用者ニーズの把握や産学官の連携による利用環境の整備に向けた取組の促進、道内研究機関の技術シーズの活用
- (エ) 環境と産業の好循環を実現するための仕組みづくり
 - ・企業やNPO、地域など様々な主体が連携し、本道の環境産業の育成・振興を推進する仕組みの整備

イ 環境・エネルギー産業の誘致推進

- (ア) 太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設（発電所）の誘致
 - ・豊富な日射量、広大な土地確保のしやすさなど、本道の立地優位性を活かしながら、市町村等と連携して、太陽光等の再生可能エネルギーを活用した発電施設の立地に向けた誘致活動を実施
- (イ) 次世代自動車をはじめとした省エネルギー・新エネルギー関連などのものづくり産業の誘致
 - ・次世代自動車関連サプライヤーをターゲットとした誘致活動を実施
 - ・既に道内に立地している大手自動車部品企業が、関連部品に参入できるよう、本社等への要望活動を実施
 - ・中京圏などの自動車関連企業等に対し、リスク分散の観点から誘致活動を実施
 - ・太陽光等の再生エネルギー発電施設の誘致と連動した関連のものづくり産業をはじめ、省エネルギー・新エネルギー関連企業に対する積極的なアプローチを実施
- (ウ) 環境配慮型データセンターの誘致
 - ・冷涼な気候など本道の立地優位性を活かすことに加え、自然災害のリスクの低さなど、リスク分散の適地としての観点からもPRを強化し、本道への立地を促進

Ⅲ 推進にあたって

1 関係者の連携

経済界や産業界、教育機関、市町村などと認識を共有し、各種会議や不断の意見交換を通じて関係者間の緊密な連携・協力のもとに本ビジョンを推進していくこととする。

2 推進体制

本ビジョンを効果的、効率的に推進するとともに、取組の実効性を高めるため、新生北海道戦略推進プランにおける5つの戦略を重点的に進めるために設置された庁内横断的な推進組織（タスクフォース）や庁内会議を活用しながら、庁内各部局間の調整や施策の連携を図る。

3 推進管理

経済情勢などの変化に対応しながら、重点施策を展開していくため、毎年「実施計画」を策定するとともに、翌年度に取組実績と目標の達成状況を取りまとめ、経済効果の分析・評価を行い、公表するものとする。

また、地域の強みや特性を活かした取組を推進するため、実施計画の地域版もあわせて策定する。